

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

二十 東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 条例第四条の規定による知事に対して行うべき受給資格の認定に係る申請の受理 ロ 条例第九条の規定による知事に対して行うべき受給者の住所変更等に係る届出の受理 ハ 条例第十条の規定による報告の要求及び生活状況等に関する調査 ニ イからハマまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各市町村
二十九の五の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	各市町村
二十九の九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	八王子市、町田市

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則

(市町村が処理する事務の範囲)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>六 特例条例第二条の表二十の項ニに規定する東京都重度心身障害者手当条例(昭和四十八年東京都条例第六十八号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>東京都重度心身障害者手当条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第四百四十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 規則第八条第一項の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給資格認定通知書の交付、同条第二項の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給資格非該当通知書の交付及び同条第三項の規定により知事が発行した重度心身障害者手当申請却下通知書の交付</p> <p>ロ 規則第九条の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給者現況判定通知書の交付</p> <p>ハ 規則第十条の規定により知事が発行した重度心身障害者手当受給資格消滅通知書の交付</p> <p>ニ 規則第十二条の規定により知事が発行した重度心身障害者手当返還請求書の交付</p> <p>ホ 規則第十三条第三項の規定による知事に提出すべき重度心身障害者手当受給者死亡届の受理</p>
<p>十三の三の三 特例条例第二条の表二十九の五の二の項に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年東京都規則第十二号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 規則第十五条第一項の規定による知事に提出すべき自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書等の受理</p> <p>ロ 規則第十五条第三項の規定により知事が発行した自立支援医療(精神通院)受給者証又は自立支援医療(精神通院)支給認定申請却下決定通知書の交付</p> <p>ハ 規則第十八条の規定による知事に提出すべき自立支援医療(精神通院)受給者証等記載事項変更届の受理</p> <p>ニ 規則第十九条第一項の規定による知事に提出すべ</p>

	<p>き 自立支援医療(精神通院)受給者証再交付申請書の受理</p> <p>ホ 規則第十九条第二項の規定により知事が発行した自立支援医療(精神通院)受給者証の再交付</p> <p>へ 規則第二十三条第二項の規定により知事が発行した自立支援医療(精神通院)支給認定取消決定通知書の交付</p>
<p>十三の七 特例条例第二条の表二十九の九の項に規定する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成十一年東京都規則第百十二号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 規則第二十条の規定による申請書等の受理</p> <p>ロ 規則第二十一条の規定による審査及び患者票の交付又は却下の通知</p> <p>ハ 規則第二十四条の規定により返還される患者票の受理</p> <p>ニ 規則第二十五条の規定による変更届の受理</p>

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）

（指定自立支援医療に係る負担上限月額）

第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額（附則第十三条において「負担上限月額」という。）は、法第五十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（以下「高額治療継続者」という。）である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 一万円

二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満である場合における当該支給認定障害者等（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 五千元

三 市町村民税世帯非課税者（その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。）又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 五千元

四 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等（次号に掲げる者を除く。） 二千五百円

五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零